

秀明中学校学則

第1章 総 則

(目 的)

第 1 条 本校は、教育基本法及び学校教育法に基づき、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、中等普通教育を施すことを目的とする。

(名 称)

第 2 条 本校は、秀明中学校と称し、学校法人秀明学園が経営する。

(位 置)

第 3 条 本校は、埼玉県川越市大字笠幡字川向4792番地におく。

第2章 学級編成及び収容定員

(学級編成及び収容定員)

第 4 条 本校は、360名を定員とする。

第3章 修業年限、学年、学期及び休業日等

(修業年限)

第 5 条 本校の修業年限は、3年とする。

(学 年)

第 6 条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学 期)

第 7 条 学年を分けて、次の3学期とする。

第1学期 4月1日から 8月31日まで

第2学期 9月1日から12月31日まで

第3学期 1月1日から 3月31日まで

(休業日、臨時授業及び臨時休業)

第 8 条 休業日は、次の通りとする。

(1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(2) 日 曜 日

(3) 土 曜 日

(4) 県民の日を定める条例(昭和46年埼玉県条例第58条号)に規定する日 11月14日

(5) 開校記念日 6月10日

(6) 学年始休業日 4月 1日から 4月 7日まで

(7) 夏季休業日 7月21日から 8月31日まで

(8) 冬季休業日 12月21日から 1月 7日まで

(9) 学年末休業日 3月21日から 3月31日まで

2 教育上必要があり、かつやむを得ない事情があるときは、前項にかかわらず、休業日に授業を行うことがある。

3 非常変災その他急迫の事情があるとき、及び校長が特に必要と認めた場合は、臨時に授業を行わないことがある。

第4章 入学、退学、転学及び休業等

(入学資格)

第 9 条 本校の第 1 学年に入学することができる者は、小学校を卒業した者またはこれに準ずる学校を卒業した者とする。

(編入学資格)

第 10 条 第 1 学年、第 2 学年に編入することができる者は、前条に規定する資格を有し、かつ前各学年の課程を修了したまたは修了したと同等以上の学力を有すると認められる者とする。ただし、編入学は、いずれも本校に欠員があり、かつ本校が必要と認めた場合に限る。

(入学許可)

第 11 条 入学の許可は、選考考査の上、校長がこれを行う。

(出願手続)

第 12 条 入学を希望する者は、本校所定の入学願書等その他必要書類に入学検定料を添え、願い出なければならぬ。

(入学手続)

第 13 条 入学を許可された者は、速やかに本校所定の書類に入学に必要な費用を添えて提出しなければならない。

2 前項に定める手続きが所定の期日までに行われなるときは、校長は入学の許可を取り消すことができる。

(転校及び退学)

第 14 条 生徒が転校または退学しようとするときは、保護者は、必要書類にその理由を明記し、校長に願い出て、許可をうけなければならない。

(再入学)

第 15 条 前条の規定により転校または、退学した者が再入学を願い出たときは、その理由により、校長は、編入考査を行い許可することができる。

(遅刻、早退、欠課、欠席、忌引、休学)

第 16 条 生徒が遅刻、早退、欠課、欠席、忌引、または休学するときは、保護者はその都度その理由を明記し、届け出なければならない。

第 5 章 教育課程、学習評価及び卒業

(教育課程)

第 17 条 本校の教育課程は、必修教科、選択教科、道徳及び特別活動により編成し、その教科名及び時間数は、別表のとおりとする。

2 授業は、1 か年 35 週を原則とする。

(学習評価)

第 18 条 各学年の課程の修了は、生徒の平素の成績その他を合わせ評価し、学年末において認定する。

(卒業)

第 19 条 前条の規定により、生徒が本校所定の全課程を修了したと認めた者には、校長は、卒業証書を授与する。

第 6 章 保護者及び保証人

(保護者)

第 20 条 保護者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 親権者、後見人。
 - (2) 兄姉、縁故ある者（ただし成人に達した者。）
 - (3) 成人者で独立の生計を営む者。
- 2 保護者、生徒の生活と教育に関する一切の責任を負うものとし、つねに学校教育活動に協力しなければならない。

(保証人)

第21条 保護者は、自己のほか、独立の生計を営む成人で、生徒の生活と教育について学校に対し、責任を負うことのできる者を1人保証人として定めなければならない。

(保護者及び保証人の変動)

- 第22条 保護者または保証人が転籍、転居または氏名変更したときは、その他一身上に変動があった場合は、速やかに届けなければならない。
- 2 前項の変動が死亡、失踪または禁治産の宣告もしくは破産等にかかるものであるときは、改めて、保護者または保証人を定めなければならない。
 - 3 保証人が適当でない認められるときは、変更させることができる。

第7章 教 職 員

(教職員組織)

第23条 本校に次の教職員を置く。

- | | |
|-------------------|------|
| (1) 校 長 | 1 |
| (2) 教 頭 | 1 |
| (3) 主 任 | 2以上 |
| (4) 教 諭 (司書教諭を含む) | 21以上 |
| (5) 養護教諭 (養護職員) | 1 |
| (6) 講 師 | 2以上 |
| (7) 事務職員 | 3以上 |
| (8) 用 務 員 | 1以上 |
- 2 校長は校務を統括し、所属教職員を監督する。
 - 3 教頭は校長を助け、校務を整理する。
 - 4 前2項以外の教職員は、それぞれ校務を分掌する。

第8章 入学並びに在籍に必要な費用及び入学検定料

(授業料等入学に必要な費用及び入学検定料)

第24条 本校の授業料、入学に必要な費用及び入学検定料は、次のとおりとする。

- | | |
|-------------|----------|
| 授 業 料 (月額) | 28,000円 |
| 入 学 金 | 250,000円 |
| 施設設備費 (毎年) | 150,000円 |
| 実験実習費 (月額) | 2,000円 |
| 光熱冷暖房費 (月額) | 5,000円 |
| 入学検定料 | 20,000円 |
- 2 ただし、在学中授業料その他について変更があった場合は、新たに定められた金額を納めるものとする。

(納入及び納入の特例)

- 第25条 生徒が在籍中は、出席の有無にかかわらず授業料等必要な費用を所定の期日まで納入しなければならない。
- 2 正当の理由がなく、かつ所定の手続を行わずに授業料等必要な費用を3ヶ月以上滞納し、その後においても納入の見込みのないときは、退学を命ずることができる。
 - 3 生徒が休学したときは、前第1項の規定にかかわらず、始期の属する月から授業料を免除す

ることができる。

- 4 すでに納入した授業料、入学金及び入学検定料は、理由のいかんにかかわらず返還しない。ただし入学検定料を除き、特別の事由がある場合はその全部または一部を返還することができる。

第9章 賞 罰

(ほう賞)

第26条 校長は、生徒のうち学業成績、性行ともに優れた者並びに精勤者及び他の模範となる善行のあった者を、ほう賞することができる。

(懲戒)

第27条 生徒が学則その他本校の定める諸規則を守らず、その本分にもとる行為のあったときは懲戒処分を校長が行なう。

- 2 前項の懲戒は訓告及び退学とする。
- 3 前項の退学は次の各号の一に該当する生徒に対してのみ行なうものとする。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者。
 - (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者。
 - (3) 正当の理由がなくて出席常でない者。
 - (4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者。

(出席停止)

第28条 校長は、生徒が伝染病にかかり若しくはそのおそれがある場合または生徒が性行不良であって、他の生徒の教育に妨げがあると認めた場合においては、その保護者に対し、当該生徒の出席停止を命ずることができる。

第10章 寄 宿 舎

(寄宿舍)

第29条 本校に寄宿舍を置く。

- 2 寄宿舍については、別に定める。

第11章 雑 則

(雑則)

第30条 この学則の施行に関し、必要な事項は、校長が別に定める。

附 則 この学則は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則 この学則は、昭和53年9月1日から施行する。

附 則 この学則は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則 この学則は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則 この学則は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則 この学則は、昭和61年11月2日から施行する。

附 則 この学則は、平成元年4月1日から施行する。

- 附 則 この学則は、平成2年3月28日から施行する。
- 附 則 この学則は、平成3年4月1日から施行する。
- 附 則 この学則は、平成3年10月1日から施行する。
- 附 則 この学則は、平成4年4月1日から施行する。
- 附 則 この学則は、公布の日から施行し、平成6年4月1日から施行する。
ただし、第8条第1項第8号の規定は、平成7年4月1日から施行する。
- 附 則 この学則は、平成12年4月1日から施行する。
- 附 則 この学則は、平成19年4月1日から施行する。
- 附 則 この学則は、平成20年4月1日から施行する。
- 附 則 この学則は、平成21年4月1日から施行する。
- 附 則 この学則は、平成22年4月1日から施行する。
- 附 則 この学則は、平成23年4月1日から施行する。
- 附 則 この学則は、平成24年4月1日から施行する。
- 附 則 この学則は、平成25年4月1日から施行する。
- 附 則 この学則は、平成31年4月1日から施行する。
- 附 則 この学則は、令和3年4月1日から施行する。
ただし、収容定員については、第4条にかかわらず令和3年度から令和4年度までの間、次のとおりとする。

	第1学年	第2学年	第3学年	合 計
令和3年度	120名	160名	160名	440名
令和4年度	120名	120名	160名	400名

- 附 則 この学則は、令和6年4月1日から施行する。